

由利本荘市林業就業者確保対策事業費補助金交付要綱

令和 4 年 3 月 2 2 日

改正 令和 6 年 3 月 2 6 日

(趣旨)

- 第 1 条 この要綱は、地域林業の持続的振興を図るため、林業就業者の確保に繋がる経費に対して補助を行うことを目的とする。
- 2 この補助金の交付に関しては、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 53 号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成 17 年由利本荘市規則第 40 号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する規則（平成 17 年由利本荘市規則第 41 号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

- 第 2 条 補助対象者は、由利本荘市管内に事業所を有する林業事業体、その林業事業体に新規就業した者及びインターンシップ又は体験就業をする者とする。

(補助対象事業)

- 第 3 条 補助対象事業は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) インターンシップ又は体験就業に要する交通費
 - (2) 新規就業者の定着
 - (3) 新規就業者への技術指導
 - (4) 体験就業者への指導
 - (5) 市内転入を伴う新規就業者の家賃

(補助金の交付額)

- 第 4 条 補助金の交付額は、次のとおりとする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、予算の範囲内で市長の定めた額とする。

区 分	補助金額算定基礎	備 考
(1) インターンシップ又は 体験就業に要する交通 費用の助成	通勤距離に応じて 1 k m 当たり 3 7 円で計算	インターンシップ又は体験 就業期間毎に一括交付

(2)新規就業者の定着	1ヶ月当たり3万円 ※最長2年	1年経過ごとに1年分を一括 交付※中途退職の場合は不交付
(3)新規就業者への技術 指導	1ヶ月当たり5万円 ※最長1年	年度毎に一括交付
(4)体験就業者への指導	1日当たり2万円	体験終了後に交付
(5)市内転入を伴う新規就 業者への家賃補助	家賃の2分の1 ※最長2年	助成上限は1ヵ月当たり3万円 ※市内転入は、新規就業が理由で あれば、就業日前後を問わない

(補助金の申請等の手続)

第5条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例、規則に定めるところによるものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 就業先からの就業証明書（別記様式）及び出勤簿の写し
- (2) 新規就業者が中途退職した場合は、退職日が公的に確認できるもの
- (3) インターンシップ又は体験就業の場合は、住居の所在を証明できるもの
- (4) 家賃助成の場合は、住民票及び住宅賃貸借契約書の写しなど市外からの転入及び家賃を確認できるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付額に変更がない場合は、変更申請の手続きは必要ないものとする。

4 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業が完了したときは、実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助事業の実施期間)

第6条 補助事業の実施期間は、令和7年3月31日までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

令和 年 月 日

由利本莊市長 様

施行者 印

由利本荘市林業就業者確保対策事業に係る就業証明書

下記のとおり新規就業者等に係る就業状況等について、由利本荘市林業就業者確保対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により証明いたします。

就業者等氏名	
就業者等住所	
就業期間始期	令和 年 月 日から
就業期間終期	令和 年 月 日まで